

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例

平成21年3月30日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院（以下「市立病院」という。）の助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）の充足に資するため、将来市立病院において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 市長は、次に掲げる施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって、市立病院における看護師等の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により厚生労働大臣が指定した助産師養成所

(2) 法第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により厚生労働大臣が指定した看護師養成所

(返還の免除)

第3条 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 養成施設在学中に修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに市立病院に看護師等として採用され、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）看護師等の業務に従事した場合

(2) 修学資金の貸与を受けた者が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなった場合

2 疾病、負傷その他規則で定める事由により看護師等の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、規則で定める。

3 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなった場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則

平成21年3月30日

京丹後市規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例（平成21年京丹後市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与額)

第2条 条例第2条の規則で定める額は、月額5万円とする。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立てて、看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び看護師等修学資金貸与者推薦書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、その旨を申請者に通知する。

(貸与の方法)

第5条 市長は、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの修学資金を貸与するものとする。

2 修学資金の交付を受けようとする者は、前項に規定する月の10日（特に市長が指定したときは、その日）までに請求書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第6条 市長は、修学資金の貸与の決定の通知を受けた者（以下「貸与決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第4条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 市長は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。

3 貸与決定者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、看護師等修学資金辞退届（様式第4号）を市長に届けなければならない。

4 市長は、修学資金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を当該貸与決定者に通知する。

(返還)

第7条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長が定める日までに一括払で、又は市長が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得しなかったとき。
- (3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに市立病院に看護師等として採用されなかったとき。
- (4) 市立病院において看護師等の業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

2 修学資金の返還をしなければならない者は、前項各号に該当する事由が生じた日から15日以内に、看護師等修学資金返還計画書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により返還方法を届け出た者が返還計画を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、既に返還期日が到来している分については、変更することができない。

(借用証書の提出)

第8条 修学生は、条例第2条各号に定める履修課程を修了したとき、又は修学資金の貸与を停止したときは、直ちに看護師等修学資金借用証書（様式第6号）を提出しなければならない。

(返還の猶予)

第9条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、その状況が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 条例第3条第1項第1号に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 看護師の養成施設を卒業後、将来市立病院において助産師の業務に従事する意思をもって、さらに条例第2条に掲げる他種の養成施設に在学するとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があり、修学資金を返還することが困難であると認めるとき。

2 前項の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第7号）に申請事由を証する書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当するときは、その事実を証する書類の提出をもって看護師等修学資金返還猶予申請があったものとみなす。

3 市長は、修学資金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

(返還の免除)

第10条 条例第3条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還免除申請書（様式第8号）にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、修学資金の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

3 条例第3条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害その他不可抗力によるもの

(2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

4 条例第3条第1項の期間の計算においては、同条第2項に規定する事由により看護師等の業務に従事できなかった期間は、算入しない。

(異動の届出)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証明する書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。

(2) 休学し、復学し、又は退学したとき。

(3) 停学その他の処分を受けたとき。

(4) 卒業したとき。

(5) 看護師等の免許を取得したとき。

(6) 氏名又は住所を変更したとき。

(7) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 氏名 印
 (法定代理人 氏名 印)

看護師等修学資金貸与申請書

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例に基づく修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 者			
氏 名	印	生年月日	年 月 日
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 ()		
その他の 連絡先	郵便番号 (-) 電話番号 ()		
貸与期間			
在学している 学校名等	学校名等 所在地 (入学日年月日 年 月 日)(卒業(修了)予定年月日 年 月 日)		
連帯保証人			
氏 名	印	申請者との続柄	
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 ()		
連帯保証人			
氏 名	印	申請者との続柄	
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 ()		

(注1) 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、申請者の下欄に法定代理人も署名し押印すること。

(注2) 連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯の者とする事。

誓 約 書

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例に基づき修学資金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則の規定を遵守し、同条例及び同条例施行規則に規定する必要勤務期間、京丹後市立病院における看護師等の業務に従事することを誓約します。

京丹後市長 様

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名

印

法定代理人 住 所

氏 名

印

上記の者が京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責を負い、かつ、届出その他の義務に誠実にこれを履行することを誓約します。

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

印

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

印

（注1）申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

（注2）連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

年 月 日

京丹後市長 様

看護師等修学資金辞退届

修学資金を辞退しますので、次のとおり届出ます。

修学生 住 所
氏 名 印
電話番号
連帯保証人 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印

決 定 番 号	第 号
学校名・学年	
在学している 学校名等	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
辞 退 期 日	年 月 日
受 領 奨 学 金	年 月分まで 円
辞 退 の 理 由	

看護師等修学資金返還計画書

決定番号		返還総額	
ふりがな 氏名	年 月 日生	養成施設(大学 院(研究科))名	
借受終了期日		借受終了理由	卒業・修了・辞退・打切り・ 死亡
第1回返還期日		第1回返還額	
毎月の返還期日		毎月の返還額	
最終回返還日		最終の返還額	
返還期間			
借受金額内訳	借受期間		借受月数
	年 月から	年 月まで	
	年 月から	年 月まで	
	年 月から	年 月まで	
	年 月から	年 月まで	
	合計		月
本人	卒業(修了)後の連絡先 (該当するものにレ印)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 就業先、進学先(施設名：)	
	住所	郵便番号	
	電話番号		
借受けた修学資金を上記のとおり返還します。 年 月 日 京丹後市長 様 修学生氏名 印 連帯保証人氏名 印 連帯保証人氏名 印			

年 月 日

京丹後市長 様

修学生	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

看護師等修学資金借用証書

京丹後市看護師等修学資金として、下記のとおり借用しました。

記

- 1 借用金額 円
- 2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

(注) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用すること。

年 月 日

京丹後市長 様

修学生 住所
氏名

印

看護師等修学資金返還猶予申請書

京丹後市看護師等修学資金の返還の猶予を下記のとおり申請します。

修学生氏名	
修学生住所	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日
猶予の申請理由	1 京丹後市立病院で勤務 2 助産師養成施設において修学することとなったため
猶予期間における養成施設（学校名）	（養成施設） （所在地） 郵便番号 ー 電話番号 （ ）

(注) 申請理由を証明する書類等を添付すること。

京丹後市長 様

修学生 住所

氏名

印

看護師等修学資金返還猶予申請書

京丹後市看護師等修学資金の返還の猶予を下記のとおり申請します。

修学生氏名	
修学生住所	
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日
猶予の申請理由	1 休職 2 育児休業 3 介護休業 4 病気休暇 5 その他 ()

（注） 申請理由を証明する書類等を添付すること。

年 月 日

京丹後市長 様

修学生	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

看護師等修学資金返還免除申請書

京丹後市看護師等修学資金の返還の免除を下記のとおり申請します。

決定番号	第 号
免除を受けようとする額 (貸与金額)	円
貸与期間	年 月 日から 年 月 日
免除の申請理由	

(注) 申請理由を証明する書類を添付すること。